

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするための当該不動産に係る同条第 2 項の公告を求める旨の申請があり、当該申請について相当と認めたので、同項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 4 月 1 7 日

那珂川市長 武末 茂喜



記

1 認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 西隈区自治会
- (2) 区域 那珂川市西隈 1 丁目から 4 丁目まで及び大字西隈 1 番地 1 から 455 番地までの区域
- (3) 主たる事務所の所在地 那珂川市西隈 1 丁目 10 番 20 号

2 申請不動産に関する事項

(1) 建物

名 称	延床面積	所 在 地
—	—	—

(2) 土地

地 目		面 積	所 在 地
①	公衆用道路	177 m ²	那珂川市大字西隈字浦 389 番 2
②	山林	68 m ²	那珂川市大字西隈字堂ノ前 256 番

(3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏 名 又 は 名 称		住 所
①	大字西隈	—
②	筑紫郡岩戸村	—

3 異議を申し述べることができる者の範囲

- (1) 表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 所有権を有することを疎明する者

4 異議を申し述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 令和 7 年 4 月 22 日から令和 7 年 7 月 21 日まで
- (2) 方法 地方自治法施行規則第 22 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類（住民票の写し等）を那珂川市総務課に提出してください。

※申出書は那珂川市総務課及び那珂川市ホームページから取得できます。
※異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。